

第7 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に係る防火安全対策

ウレタン樹脂、スチロール樹脂等の可燃性合成樹脂発泡体を用いた断熱材等（以下「発泡樹脂等」という。）は、優れた断熱性、経済性及び施工方法の容易性等から広く普及しているものであるが、火災が発生した場合、延焼拡大及び爆燃までの時間が短時間であるとともに、発泡樹脂等を金属製薄板等で挟んだサンドイッチパネルを吊り天井に用いた場合には、金属製薄板等が脱落するなど、当該防火対象物関係者の避難や初期消火活動及び消防隊員の活動等に大きな危険を伴うばかりではなく、防火対象物そのものの物的障害、経済的障害等についても甚大な被害を与えることとなるものである。

このことから、発泡樹脂等を使用していることを示す内装表示マーク（以下「内装表示マーク」という。）を防火対象物の出入口に掲出することにより、防火対象物の関係者及び消防隊員等に対して火災時における危険性を予め周知するとともに、自主防火管理の推進を図り、消火活動時の危険性を軽減するため、次のとおり防火安全対策を講じるものとする。

1 対象となる防火対象物

令別表第1(14)項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積1,000㎡以上であり、可燃性合成樹脂発泡体を壁、天井の断熱材として多量に使用（壁、天井の過半について使用）しているもの。

2 推進する各種防火安全対策

(1) 内装表示マーク（第7-1図）の掲出

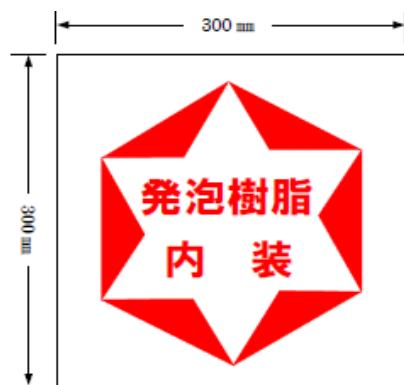
防火対象物の出入口付近の見やすい位置に内装表示マークを掲出するよう指導すること。

ア 掲出位置・方法（第7-2図）

(ア) 掲出位置は、入室する際、目につきやすい位置であれば、上部でも横でもよい。

（扉表面上は開放時見えなくなることがあるので好ましくない。）

(イ) 掲出方法は、ビス又は接着剤などにより固定する。



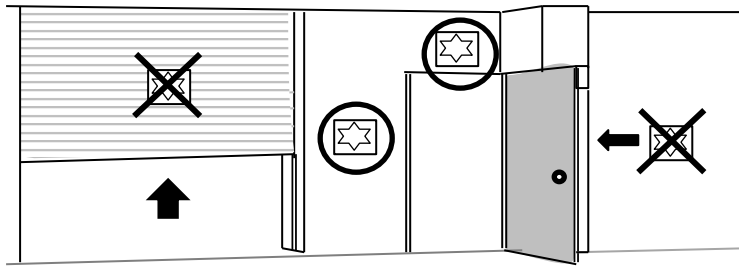
① 文字は、朱色（反射性けい光塗料）とし、一文字を縦35mm、横30mmとする。

② 地色は、白色とする。

③ 形は、一辺が300mmの正方形の中心に、一辺が120mmの正六角形を描き、正三角形2個を交互に内接させたものとし、正三角形は白色、その他の部分は朱色（反射性けい光塗料）とする。

④ 材質は経年変化の少ないものとする。

第7-1図



第7-2図

(2) 不燃断熱材等の使用

断熱材等として使用する可燃性合成樹脂発泡体は、不燃材料(建築基準法第2条第9号)として国土交通大臣の認定を受けたもの又は不燃性能を有するよう後処理したものを使用するよう指導すること。

(3) 継ぎ目処理等の徹底

断熱材等を被覆する仕上げ材(金属製薄板等)は、継ぎ目が防火上の弱点とならないように適正に処理して施工するよう指導すること。

(4) 仕上げ材(金属製薄板等)が脱落しない施工

断熱材等を被覆する仕上げ材(金属製薄板等)は、火災が発生した際にも脱落しない施工とするよう指導すること。

(5) 危険性の周知

次の事項を周知する。

ア 可燃性合成樹脂発泡体は、比較的低温で分解してガス化し、着火又は発火の危険性があり、火災時に分解したガスによる中毒等の危険性があるものであること。

イ 可燃性合成樹脂発泡体は、着火後、短時間で燃焼拡大し、爆燃を起こす危険性があるものである。特に、可燃性合成樹脂発泡体の表面を金属製薄板等で仕上げた消防対象物及びサンドイッチパネル工法を用いた消防対象物の火災時には、可燃性合成樹脂発泡体の燃焼状況が外部から視認できないまま、突如、爆燃を起こす危険性があり、建物利用者の人命に危険が及ぶものであること。

ウ サンドイッチパネルを用いた消防対象物の火災時には、芯材の可燃性合成樹脂発泡体が燃焼することにより、金属製薄板等が脱落するおそれがあり、建物利用者の避難及び消防活動に支障があるものであること。

(6) 自主防火管理の推進

特に次の事項に留意して「消防用設備等の設置・維持管理」、「自衛消防訓練の実施」、「出火防止のための火気管理・喫煙管理・放火対策」等、自主防火管理の推進を図るよう指導する。

ア 消防対象物の改装、増改築等の工事中、溶接・溶断等の火気使用時に火災が多く発生していることから、出火防止のための必要な措置を講じること。

イ 消防対象物に出入りする従業員等に対する喫煙管理の徹底を行い、喫煙場所の指定、喫煙場所での灰皿・吸殻の後始末、始業終業時の点検等に留意すること。

第7 可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物に係る防火安全対策

ウ 消防対象物に対する放火火災を防止するため、死角となりやすい場所の整理・整頓、普段人のいない場所の施錠管理、出入者の監視、監視カメラの設置、巡回監視等の対策を行うこと。

エ 就業時間外においても、敷地等への侵入防止、火気の後始末、施錠確認、夜間・休日の巡回等に留意すること。

(7) 計画査察等による実態把握

大分市火災予防査察及び違反処理に関する規程第10条の規定による計画査察時に、令別表第一(14)項に掲げる防火対象物のうち、延べ面積1,000㎡以上のもの(大分市火災予防査察及び違反処理に関する規程別表第1の区分による、第4種査察対象物)について実態調査を行い、実態把握に努める。

調査後は、消防支援情報管理システムにおいて、次の事項を棟基本情報画面のメモ入力欄に入力し、次のア(ア)に該当する場合は、入力した内容を通信指令課に情報提供すること。

ア タイトル入力

(ア) 可燃性合成樹脂発泡体を多量に使用している消防対象物については「可燃性合成樹脂発泡体あり」

(イ) 可燃性合成樹脂発泡体を使用していない又は多量に使用していると認められない消防対象物については「可燃性合成樹脂発泡体なし」

(ウ) 不明の場合は「可燃性合成樹脂発泡体使用不明」

イ メモ内容入力(前(1)アに該当した場合に限る。)

(ア) 内装表示マーク掲出の有無

(イ) 可燃性合成樹脂発泡体を使用している範囲

(8) 指令管制システムの運用

通信指令課は、前(7)による情報提供があった場合は、可燃性合成樹脂発泡体を断熱材等に用いた消防対象物を支援情報として入力し、有事の際、当該情報を確実に消防隊に伝達できるよう整備すること。